

## 除染対策事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、東日本大震災により発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質による汚染の除去が必要な市町村の除染の推進を図るため、当該市町村に対し、「福島県補助金等の交付等に関する規則」(昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で交付金を交付する。

(交付の対象及び交付額)

第2条 交付金は、市町村が除染実施計画に基づいて実施する除染作業及び除染により生じる廃棄物等の仮置場の設置に要する経費について、当該市町村に対して交付するものとする。

2 交付対象経費及び交付基本額は除染対策事業実施要領(以下「要領」という。)に定める別表1、別表2のとおりとし、平成23年4月1日以降に実施した事業を対象とする。

3 市町村が、「除染関係ガイドライン」(環境省)に基づき除染を実施する場合、要領別表1の交付基本額を超過する場合においては、交付の対象とすべきか別途協議することとする。

(市町村事務費)

第3条 県は市町村に対して、要領別表3に規定する事務費を交付するものとする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書は、除染対策事業交付金交付申請書(様式第1号)によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 除染実施計画書
- (2) 歳入歳出予算(見込)書抄本
- (3) その他知事が必要と認める書類等

3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、各2部とする。

4 市町村は、交付金の交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、事業の属する年度の4月1日以降にあらかじめ除染対策事業指令前着手届(様式第1号-2)を知事に提出するものとする。

ただし、当該規定は本要綱施行日以降に着手するものから適用する。

(交付金交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次に定めるもの以外のものとする。

- (1) 交付金総額の増額又は20%を超える減額
- (2) 除染対象戸数、除染対象敷地面積等交付金額算定の基礎となるものの20%を超える増減
- (3) 除染作業に係る大幅な変更

(変更の承認申請)

第6条 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、市町村長は、除染対策事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

- 2 規則第6条第1項第3号の規定に基づき知事の指示を受けようとする場合は、除染対策事業未完了報告書(様式第3号)又は除染対策事業繰越承認申請書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第7条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める交付金について概算払の方法により交付金の交付をすることができる。

- 2 前項の規定に基づき交付金の概算払を受けようとするときは、市町村長は、除染対策事業交付金概算払請求書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 概算払請求額内訳書
- (2) その他知事が必要と認める書類等

(完了報告)

第9条 交付金の交付を受けた市町村は、当該事業が完了したときは、交付金の交付決定があった日の属する年度内において、速やかに除染対策事業完了報告書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第13条第1項の規定による実績報告は、除染対策事業実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日(事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日)から起算して30日を経過した日、又は交付金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(1) 契約書、検査調書及び支払調書等の写し

(2) 歳入歳出決算（見込）書抄本

(3) その他知事が必要と認める書類等

- 2 規則第6条第1項第3号の規定に基づき、知事の指定を受けて交付事業の完了予定期日を変更した場合において、交付金の交付の決定に係る会計年度が終了した場合は、除染対策事業年度終了実績報告書（様式第8号）を知事が別に定める日までに提出しなければならない。

(交付金の交付の請求)

- 第11条 交付金交付の決定の通知を受けた市町村長は、交付事業が完了した場合は、速やかに除染対策事業交付金交付請求書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

- 第12条 規則第18条第1項ただし書きに規定する別に定める期間並びに同項第2号及び第3号に規定する別に定める財産は、次のとおりとする。

財産の種類	処分制限を受ける期間
1 不動産及びその従物 2 機械及び機器で取得価格が10万円を超えるもの	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている財産の処分制限期間

(会計帳簿の整備等)

- 第13条 交付金の交付を受けた市町村長は、交付金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、交付事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

(書類の経由)

- 第14条 市町村長が、規則及びこの要綱の定めるところにより知事に提出する書類は、所轄の地方振興局長を経由して提出しなければならない。

附 則（平成23年23環保第1794号）

この要綱は、平成23年12月9日から施行する。

附 則（平成23年23環保第1975号）

この改正は、平成24年1月13日から施行する。